



7階 第1研修室 資料



スケジュール・抄録／資料

12：30 開室（ご自由にご覧ください）

13：30～14：30の間、ポスター発表（※印あり）については内容の説明を聞くことができます（説明者が在室予定）。

ポスター発表※

○文献研究 渡嘉敷 直康（帝京平成大学）

『外国ルーツ者支援への展望—在留資格と文献研究等を通じた—考察—』

.....66

○活動報告および

- ・権利擁護センターぱあとなあ東京
- ・権利擁護委員会
- ・独立型・開業型委員会
- ・あだち社会福祉士会
- ・おおた社会福祉士会
- ・北区社会福祉士会
- ・ねりま社会福祉士会
- ・文京社会福祉士会

個別相談会 生涯研修センター

『新たな認定社会福祉士への道』 68

展示

- ・絵画など 絵画工房たゆたう
- ・終活ノート 特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ
「わたしの物語をつぐむ～あすへのノート～」

15：00 閉室

外国ルーツ者支援への展望

—在留資格と文献研究等を通じた一考察—

○渡嘉敷直康 蒲田 航 東條 翼 石井宏紀 磯村大輝 米川和雄^{*1}

帝京平成大学 NPO法人エンパワーメント^{*1}

キーワード 多文化共生ソーシャルワーク 在留資格 オーバーステイ

【研究背景】

法務省における在留外国人統計では、平成28年末の中長期在留外国人者数は204万3,872人、この別に特別永住者33万8,950人で、合わせて過去最高となっている（前年6.7%増；女性52.4%；中長期在留者に特別永住者や3か月以下の在留期間者は含まれない。なお短期滞在等は2,400万人を超えてる）。この内、国籍は、中国29.2%、韓国19.0%、フィリピン10.2%の順、在留資格は、永住者30.5%、特別永住者14.2%、留学11.6%、技能実習9.6%、定住者7.1%の順、そして居住地は、東京都21.0%、愛知県9.4%、大阪府9.1%、神奈川県8.0%、埼玉県6.4%の順で高かった。なお外国人の高齢化率推定6%程度とされる。

このとき、平成29年8月1日現在の東京都内人口総数における外国人割合は3.46%（都内人口1,373万5,582人）であり、決して少ないとは言えない。さらに都内における外国人者数（東京都2017年10月：区部432,541人；市部79,139人）は新宿区42,302人、江戸川区32,628人、足立区29,131人、豊島区28,398人、江東区27,414人である。新宿区の全体人口は江戸川区等と比べればそう多くはないことも重なり、外国人割合12.98%である。つまり、都内区部における外国人の多さが認められるが地域によりさらなる差が出ている。

都内では多くのソーシャルワーカーが、外国にルーツがあり、貧困や虐待等多問題を持つ家庭への支援に関わることがある。地域によっては外国人の在留資格等を理解していないければ職務遂行が困難とされる機関もある。また外国人の子どもの保護者に対する義務教育の義務はないが教育領域では不就学等の外国人の子どもの就学支援体制を整備しつつある（学校在籍の外国人児童生徒数平成27年度

76,282人）。

以上のように地域で求められている外国人支援について養成段階で含まれるよう、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2017）が多様な教育内容の見直しとして指摘している。しかし、多くの養成校において外国人支援に関する事項を社会福祉士等の養成課程で扱うことは、1～2時間の学習程度であり限りがある。そういう意味では、職能団体である社会福祉士会が在留資格を踏まえた外国人支援のあり方を捉え、社会福祉士等に情報提供していくことは重要である。

【目的】

将来、東京社会福祉士会における外国人支援の研修等への寄与を目指し、本研究では、在留資格の特性を踏まえた中長期在留外国人の支援のあり方を検討することを目的とする。

【方法】

在留資格や外国人支援に関わる文献や支援機関情報を通じて、外国人支援のあり方を検討する。文献は2009年～2017年までに公刊された雑誌・書籍、法務省ホームページを基盤とする。また外国人支援機関は、国際交流協会等のホームページから情報を収集する。

【結果】

在留資格は全27種類あり、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」規定の特別永住者以外は「出入国管理及び難民認定法（入管法）」に規定されている。2012年5月「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」というポイント制の「高度専門職」の創設（一部無期限）、また2017年9月より介護福祉士所持者がそ

の仕事に従事する「介護」の創設がなされた。

在留資格にはそれぞれ在留期間があり、これを超えた場合（“オーバーステイ”状態という）、不法滞在となり、国外退去の対象となり得る。在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合（「日本人の配偶者」の場合6か月以上）、また住居地を変更して90日以内に届け出をしなかった場合など在留資格の取り消しとなる（入管法第22条）。死別・離別の場合、「定住者」への資格変更の可能性があるが婚姻同居期間がおよそ3年間必要となる。但し、DV被害者等、正答な理由のある場合この限りではない（審査は入国管理局）。母子生活支援施設等のソーシャルワーカーが、DV被害を受けている女性に対し期限更新のために入国管理局まで付き添うこともあるという。

シングルマザーとして生活する移住女性の困難性について、杉戸（2017）は、日本人男性との離婚後、子どもの親権を取っていても、生活保護中の場合、在留期間そのものの延長（1年から3年への変更）は困難であり、また身元保証人になれば、携帯電話の契約すらできないという。さらに自立したとしても年収300万円に満たない場合、永住者への変更も困難という。なお金（2017）は、非正規滞在者に対する子供の就学拒否、母子手帳・入院助産などの行政サービスの排除があるとした。

この他、介護保険等の社会保険の適用等の理解（「外交」は介護保険の対象ではないが「公用」〔3か月を超える在留期間の場合〕は対象となる等）、就労可能範囲の理解（「留学」や「家族滞在」は就労資格のない在留資格であるが、資格外活動許可申請にて1週間28時間まで〔大学生は大学休みのとき1日8時間まで〕就労可能）がなくては、高齢者・障害者等への生活支援に多大な影響を及ぼすことになる。例えば、鈴木（2017）は、留学生側が留学費用の借金返済のため28時間以上働かざるを得ない状況があるが、当局に見つかれば、在

留資格が取り消されるか、在留期間の更新不許可になり得ると指摘した。雇用側も外国人を雇用したときに報告が求められており、曖昧な雇用はあってはならないが、それを知らなければ留学生側に結果として不利な状況を作りかねない。

【考察】

結果について、現場で外国人支援をしているソーシャルワーカー等において、在留資格に関する知識は既知の内容もあり得る。しかし、今後、外国人支援に携わる者においては未知の内容であるとも言えよう。学校や市役所等のコミュニティを中心とした連携ではまだソーシャルワーカーによる報告は少なく（例えば、高橋〔2009〕でもソーシャルワーカーの言及はない）、地域支援に携わるソーシャルワーカーが外国人支援に関わる理解を深める必要はあるだろう。なお「介護」などの社会福祉に関する在留資格が創設されたことからもレジデンシャルソーシャルワーカーは、より外国人についての着目があつてもよいだろう。

オーバーステイについて、福祉領域で支援を受けている外国人の場合、各機関（例えば、各機関相談職：介護支援専門員等）における在留期限への配慮は必要と言える。このとき、「定住者」、「永住者」、帰化、または在留期間延長への働きかけも求められるだろう。そもそもの手続きを理解していない場合等、本人らの意思を尊重することもできなくなってしまうからである。そのような意味では、外国人の方々の長期的な我が国におけるライフコースを理解するために言語理解を含めた母国文化理解、つまり多文化共生理解への学習も求められる。

この他、社会保障の範疇において、「外交」と「公用」や「家族滞在」と「日本人の配偶者等」では、在留資格による社会保険や就労等の適用の違いがあることからも社会福祉士会等の職能団体における初任者へ向けた研修企画等の機会提供は必要であろう。

生涯研修センター主催

新たな認定社会福祉士への道

～個別相談会～



お任せください、個別相談会があります !!

(相談無料)

時 間：13時30分～15時00分

場 所：7階 第1研修室内

- ※ 相談会へお越しの前に、12時30分～「新たな認定社会福祉士への道」の聴講をお勧めします（至：6階ドームホール）
- ※ 相談は、お一人様20分以内とさせていただきます
- ※ 相談希望者が多い場合は、先着順とさせていただきます